

# 弘前藩における「生類憐み令」の一端——領内への伝達と処罰例を中心に——

門脇朋裕

## 一 はじめに

江戸幕府五代將軍徳川綱吉の治世下で発布された法令に「生類憐み令」がある。この法令は当時から悪法として認識されていたが、同時に幕政上で重要視された政策に関連する法令であった。したがって、幕府領はもちろん私領へも全国令として広く伝達されていた。筆者はかつて、私領における「生類憐み令」の施行状況について、小田原藩・福島藩・盛岡藩を対象として論じたことがある。<sup>①</sup>その結果、「生類憐み令」が厳格に施行されていたのは江戸を中心とした幕府領であり、大名領についてはその対応はまちまちであることが確認できた。諸藩においては、幕府領と同様にこれを厳格に適用した例もあるが（福島藩など）、その多くは江戸と比較するとゆるやかであったといわれる。<sup>②</sup>幕藩体制下では大名の領内統治には一定の独自性が認められており、藩によって対応が異なっていたということは当然といえよう。

それでは、今回取上げる弘前藩では「生類憐み令」をどの程度自領内に取り入れていたのだろうか。本稿ではこの課題について、弘前藩の藩庁日記である「御国日記」<sup>③</sup>（以下、「国日記」と略）や領内の庄屋の編

著である「平山日記」<sup>④</sup>などを用いていくつかの事例について考察する。さらに、江戸と比較するとあまり検討されていないと思われる私領における「生類憐み令」違反の処罰例についても触れたいと思う（以下、史料の引用にあたっては、一次史料については句読点を付し、変体仮名については適宜、平仮名に書き改めた）。

## 二 「生類憐み令」について

まずは、先行研究に依拠しつつ、本稿の題材となる「生類憐み令」<sup>⑤</sup>について簡単に述べてみたい。

「生類憐み令」は、一般的には「江戸幕府五代將軍綱吉の時代に発せられた生類憐みに関する幕法の総称」<sup>⑥</sup>であり「綱吉政権下で頻出した生類憐みの趣旨を説いてひとと動物への慈悲を求める命令や措置の総称」<sup>⑦</sup>と定義されている。つまりは、「生類憐み令」と呼称される単独の法令は存在せず、五代將軍綱吉政権の下で発せられた「生類憐み」という政策の趣旨にのっとった諸法令の総称と考えられているわけである。ここでの「生類」という言葉の意味であるが、塚本学氏は「ひとと動物との

連続性を強く意識した仏教色濃厚な文献にみえたことば<sup>(8)</sup>としてい  
る。法令の対象となった生類は、牛、馬、鳥類、犬など多岐に渡っている。

一般に「生類憐み令」の初出は貞享二（一六八五）年七月の江戸町触とされる。<sup>(9)</sup>しかし、これは江戸町触という江戸町方を対象とした法令であるため、本稿の課題である私領における法令施行の考察には直接関係しない法令である。私領の施行問題について考える場合に重要となるのは全国令の法令である。「生類憐み令」に関し、最初の全国法令として確認できるのは次の触書である。<sup>(10)</sup>

（史料1）

覚

馬の筋のへ候儀、第一用方に不宜、其上不仁なる儀にて、御厩に立候御馬共、先年より御停止被 仰付候えとも、今以世上にてハ拵馬在之由候、向後堅御制禁被 仰出者也、

貞享二年丑九月十八日

『御当家令條』四七五

当該法令は、馬の筋を延ばす「拵馬」を禁じたものである。弘前では「国日記」の十月十四日条に本文が記載され、以後、「生類憐み令」が度々伝達されることになったのである。<sup>(11)</sup>

### 三 弘前藩内に伝達された「生類憐み令」

本章では、弘前藩領内に発せられた「生類憐み令」について概観する。幕府が発した法令は藩の江戸留守居役によって本国に伝達される。こ

の伝達された幕府法は「国日記」を参照すれば全容は明らかとなる。しかし、「国日記」に記された幕府法は、あくまでも江戸から弘前の藩庁に伝えられた事実と藩庁から関係諸役人に通達した事実が記されただけであり、幕府法が実際に領内でどのように施行されていたのかという問題の解明にはならない。そこで、ここでは主として『平山日記』を手がかりとして領内の地方における「生類憐み令」の実態を概観したい。

（史料2）

公儀御書付之写

生類哀身之義ニ付、最前以書付被仰出候所、今度武州寺尾村同国代場村之者病馬捨置候よし 被及御聞不屈之至ニ候、死罪ニも可被仰付候得共、今度ハ命を助、流罪ニ被仰付候、向後於相背ニハ急度曲事ニ可被仰付候、御領ハ代官、私領ハ地頭より前書被仰付候趣、弥堅相守候様、念を入可申付者也

卯四月

覚

捨子有之候ハ、不及届、其所之者いたわり置、直に養候敷又ハ望之者有之候ハ、可遣候、不及付届候

一鳥類畜類人之疵付ニ成候分只今迄之通、可相届候、相外友喰又ハをのれと痛煩候計ニ而は、不及付届、随分致養育、主有之候ハ、相返し可申事

一無主犬頃日ハ食物給せ不申様相聞得、畢竟給せ候得ハ其人ノ犬之様罷成、已後迄六ヶ敷と存、いたわり不申由相聞得候、不屈きニ候、向後様無之様可被相心得候事

一飼置候犬死候得ハ、支配方へ届候様相聞得候、於無別条ニハケ様之届ケ無用尤之事

一犬計に不限、惣而生類人之慈悲之心を元といたし哀身之義肝要之事

卯四月日

右之通、公儀御書付被仰付候、在々浦々迄嚴敷御触被遊候、是ハ將軍綱吉様犬御好ニ而甚御勞り被遊候よし、江戸ニ而諸人往来之節、肴物等堤行候得バ、犬走り参、食付候由、左候得バ、犬殿御免被下と申候而肴物遣、逃退候由承申候

〔『平山日記』貞享四年四月〕

（史料2）は冒頭に「公儀御書付之写」とあるごとく、幕府より発布された「生類憐み令」の写がそのまま領内に伝達されていたことを示す史料である。内容をみると、「生類哀身之義ニ付」ではじまる前半部と「捨子有之候」ではじまる後半部と二種の法令が確認できる。前半の法令は、武蔵国の寺尾村、代場村の者が病馬を捨てたことにより、本来なら「死罪」のところ「流罪」とするが、今後、違背した場合は処罰するとしている。また「御領ハ代官、私領ハ地頭より前書被仰付候趣」ということから、幕府領だけではなく私領にも発布された全国令であることが分かる。

後半の法令は、冒頭に捨子養育についての規定を掲げ、以下、①鳥類畜類を人が傷つけたならば届け出て、共食いなどで疵を負った生類は届け出ずに養い、飼い主がいた場合は返すこと、②飼い主のいない犬に食物をあたえること、③飼っていた犬が死んだ場合は支配方へ届け出るこ

と、④犬だけではなく、すべての生類をあわれむこと、という四つのツ書からなっている。②以下は「生類憐み令」では一番に思い浮かべる犬に関する規定であり、弘前藩内で確認できる最初の犬養護の法令である。また「在々浦々迄嚴敷御触被遊候」とあることから、領内全域に法令の遵守を命じている。

この二種の法令は同時に発布されたと思われる、江戸町方では貞享四年（一六八七）年四月十一日付で触れられており、弘前でも四月二十八日条の「国日記」で「田畑永代売買禁令」と共に伝達されていることが確認できる。

ところで、この法令には注目すべき記述がある。それは「是ハ將軍綱吉様犬御好ニ而甚御勞り被遊候よし」以下の文言である。將軍綱吉が犬好きでとても大切にするので、江戸では往来の場所の人々が肴物を手に持っているのと犬が喰いついてくるため、犬に肴物を与えて逃げ去つてしまふということが記されている。「国日記」ではこの部分の記述を確認することができず、藩から領内に触れられた際に追加されたものか、『平山日記』の編者が記したものかは不明であるが、当時の人々の間でも綱吉の犬愛護の姿勢が広く知れ渡っていたということを証明する内容で興味深い<sup>14</sup>。

（史料3）

畜類公儀御触之覚

生類獵師之狩人之外一切障り申間敷事、一自分之牛馬たりといふ共けがいたし疵或ハ痛養生仕候而も死候ハ、早々致注進、見分之上可任差凶事、一在々ニ而牛馬病死致候ハ、往還之外目懸り不申所江乱

無候様埋置、庄屋ニ相断可申事

一半死半生之牛馬、犬、猫、鳥類支配分来之内江捨置有之候ハハ其所之庄屋五人組立合、見分仕、養生いたわり置、早々注進之上可任差図事

一牛馬、猫、鳥類、畜類疵付死、其支配分来之内捨置有之候ハハ其所之庄屋江相断、銘々屋敷之内へ成共又ハ目ニ懸り不申所江埋置可申事

一牛馬、犬、猫之類ハ不及申ニ鳥類、畜類ニ銘々屋敷之前成共支配分来之内へ脇より捨置候ハハ所之庄屋五人組立合、早々注進可申事

右之通前々より被仰出候間、弥堅相守可申候、若相背もの有之候ハハ其者ハ不及申ニ、庄屋五人組之頭、代官迄御詮義之上急度被仰付候間、改被仰渡候間支配中可申渡候 以上

貞享五辰正月十八日

比時ノ代官広田組藤田茂右衛門、齋藤弥次兵衛

右は御公儀より被仰申候趣稠敷被仰触候間留置申候

『平山日記』貞享五年)

(史料3)は、貞享五(一六八八)年正月十八日付の法令である。最初に獵師や狩人以外の狩獵を禁止する規定を掲げ、以下、五ヶ条の法令で制定された法令である。一ヶ条目は、疵付いた牛馬が死んだ場合には早々に届け出て指示を仰ぐこと、村々で牛馬が病死したときは目のかからない所に埋め、庄屋にことわるること、残りの三ヶ条は牛馬や犬、猫、鳥類、畜類が捨てられた場合の対応を指示するものである。この法令は

「畜類公儀御触之覚」として公儀触すなわち幕府制定の法令であることを示している。しかしながら、この法令が触れられたと考えられる貞享五年正月十八日以前の幕令で、これと同一文面の法令は、『御当家令條』などの法令集や幕府の日記類からは確認ができない。したがって、本法令はそれまでに発布されたいくつかの法令をまとめ、藩が独自に制定したものと考えられる。本文の内容から推察するに、参照された法令の一部として考えられるものは次の通りである。

(史料4)

覚

惣て人宿又ハ牛馬宿其外にも生類煩重く候えハ、未死内に捨候様粗相聞候、右之不届之族有之は、急度可被 仰付候、密々左様成儀有之候ハハ、訴人に出へし、同類たりといふとも、其科をゆるし、御褒美可被下者也、

貞享四也卯正月日

『御当家令條』四七九)

これは、人宿や牛馬宿で重病の生類を生きているうちに捨てることを禁じた法令で、江戸で貞享四年正月に出され、弘前では同年二月二十一日条の「国日記」で確認できる。ここでの「生類」は人や牛馬をはじめとした動物を指し、病気を理由とする捨子・捨て老人・捨て牛馬の存在を前提に立法化されたものである。<sup>15)</sup>

さらに次の(史料5)は(史料4)に付随する「口上之覚」である。

(史料5)

今度書付出候上ハ、身躰かるきものハ、はこくみかね可申候間、町

人ハ町奉行、地方ハ御代官、道中筋ハ高木伊勢守、給所は地頭え訴可申者也、

卯正月日

〔御当三令條〕四八〇〕

この内容は、貧困ゆえに幼児や動物を養育できない場合には役人や領主に訴え出るよう命じたものであり、生類を捨てる行為を未然に防ごうという意図が示されている。(史料3)の内容の中心が生類の「捨置」であることを考えると、以上の法令が影響を与えている可能性は高いといえよう。

(史料6)

御公儀より御申触之覚

一兼而被仰出候通、生類哀身之志專要可仕候、今度被仰遣候意趣ハ猪鹿あれ、田畑を損さし、狼ハ人馬犬等茂損さし候故、あれ候得ば、から鉄炮二而も打せ候様に被仰出候間、然所万一存たがい、生類あわれみのものをハ、無残と打候もの有之候ハ、急度曲事ニ可申付候一御領私領ニ而猪鹿あれ、田畑損さし或ハ狼あれ、人馬等損さし候節ハ前々之通、随分追ちらし、其二而もやみ不申候ハ、御領国ハ御代官、手代役人、私領ニ而ハ地頭役人並目付申付、小給所ニハ其頭々江相断、役人被申付、右之者共に急度誓詞致せ、猪鹿あれ候時計、日切を定、鉄炮二而打せ、其訳帳面に住所之支配江急度可申達候、猪鹿狼あれ不申候節ハ、紛敷殺生不仕様堅可申付事、若相背もの有之候ハ、訴人ニ罷出候様ニと兼々申付候所乍、自然隠置、脇より相知候ハ、当人ハ不及申、其所之御代官地頭可為越度

候、右之通堅可相守者也

元禄二巳六月

一猪鹿田畑荒しと申兼候ハ、目付其所へ遣し、慥承届、弥無相違候ハ、以誓詞を遣、日切を申付、其日数之内幾ツ打候と注進承届可申候、狼人馬を取候証拠正敷有之、御村中迷惑仕候段申立候ハ、是又慥承届、以誓詞、右同断可申付事

猪鹿狼打候ハ、其所に慥ニ埋置、一切商売食物不仕候様可申付候、右之通獵師の外の事に候、

巳六月日

今度被仰付候御書付之通ニ候、依之熊其外生類を獵師之外打候事、堅仲間数事、若右之趣相背、脇より申出候ハ、其身ハ不及申、某所之支配頭可為越度、此段急度可申付候 以上

〔平山日記〕元禄二年)

(史料6)は元禄二年六月に発令された幕府法をほぼそのまま取り入れた法令である。その内容は、田畑を荒らす猪・鹿や人馬を疲付ける狼が現れた場合、追い散らしても行為が止まらないときは、幕領は代官や手代役人、私領では、領主や役人、目付に申付けて誓詞を書かせ、期間を定めて害獣駆除の目的での鉄砲使用を認め、その経緯を帳面に記して支配筋に届け出るように命じたものである。さらに、撃ち殺した動物の死骸はその場所に埋置くこととされている。この法令は、弘前藩の農村地域にはきわめて重要なものであったと思われる。なぜなら、「国日記」を参照すると、藩内では狼や熊などの野生動物による日常的な「害」をうけており、これら害獣への対策は避けて通れない問題であった

と考えられるからである。「国日記」の野生動物に関連する記述は大変多く、細かな検討はしていないが、この法令が重視され領内である程度効力を有していたことは確かであろう。

以上、わずか四例であるが、『平山日記』の中から、弘前藩領における「生類憐み令」について検討してみた。結果として、領内では生類の捨て置きが繰り返して出されており、これがここでの「生類憐み令」の中心特徴であったといえるであろう。

#### 四 弘前藩の「生類憐み令」の処罰例と「自分仕置令」

以上が、弘前藩領内での「生類憐み令」の発布状況である。次いで本章では、藩内でこれに違反した者への処罰事例について触れる。

山室恭子氏によると、幕府のお膝元である江戸での「生類憐み令」の処罰事例は二十四年で六十九件があるという。<sup>(17)</sup>

では、弘前藩での「生類憐み令」違反に関する処罰例はどの程度確認できるのであろうか。弘前藩領では「国日記」で二例、『永禄日記』と『平山日記』で同一事例のものが一例確認できる程度で江戸と比較するとはるかに少ないといえる。

(史料7)

一、六月二日、飯詰組之内石田坂村之百姓甚四郎・左次兵衛・治兵衛と申者、熊殺候二付、右為詮儀巳之刻会所江鞠負・隼人并権之進・清左衛門・五左衛門、尤佐藤源太左衛門・武田源左衛門出座、其外寺社奉行・郡奉行・町奉行・勘定奉行并御目付奈良三郎兵衛

出席・其外先格式目之通御作法也、

(「国日記」元禄四年七月二十五日条)

(史料7) は元禄四年の事例であり、「国日記」からの引用である。

これによると、元禄四年六月二日、飯詰組内の石田坂村の甚四郎・左次兵衛・治兵衛の三名の百姓が熊を殺し、これを受けて藩の要職が参集して熊殺しの一件につき詮議がなされたことが記されている。さらに、この詮議は七月二十七日まで三日間続けて行われたようである。<sup>(18)</sup>

そして、この詮議から約二ヶ月後の閏八月十六日に処罰が決定している。<sup>(19)</sup>

(史料8)

於会所四奉行列座二而、大目付申渡覚

石田坂村

治兵衛

此度熊殺、其上其肉を喰候儀、且又其注進遅成候義段々不届二被思召、江戸ニ而被 仰上候処、遠嶋被 仰付候間、江戸江差登せ、江戸御町奉行様相渡可申趣被 仰渡候、御法度相背候上ハ死罪にも可被 仰付処、難有次第候、道中無異儀江戸江可参候、右申渡相済、其場にて直ニ寵入、江戸江差登せ申候、

(中略)

於会所四役列座にて大目付申渡之覚

石田坂村 甚四郎

同村 左次兵衛

右兩人、此度熊殺候上、其熊ノ肉食物ニ仕、其上注進遅成旁以不届

被思召候、依之此度御領内追放被仰付候、御法度相背候上ハ、如何様之儀罷成候共不及是悲候之処、右之次第有難儀候、右申渡会所北之庭差置終而、

石田坂村治兵衛

妻

同人五歳ノ男子

次郎

同人弐歳ノ女子

まめ

今度治兵衛儀、御法度相背候付而、急度死罪も可被仰付候処、江戸差登せ、御町奉行様江相渡、遠嶋被仰付、只今江戸被遣候、其身之儀は御領分中追放被仰付之候、

(「国日記」元禄四年閏八月十六日条)

(史料8)によると、熊殺しの当事者三名のうち、主犯と思われる治兵衛は本来ならば死罪となるべきところを江戸に送られ遠島、共犯の甚四郎と左次兵衛は領内から追放とされている。さらに、この判決では縁座も広く適用され、治兵衛の妻及び五歳の息子、二歳の娘は領内から追放とされている。また、ここでは掲げていないが、甚四郎の妻と二人の子ども(息子と娘)、左次兵衛の妻も同様に追放刑に処された。さらに、処罰の決定に先立つ八月十日には、熊殺生の当事者三名の親兄弟と石田坂村の庄屋(庄屋の親兄弟・子も含む)など十六名が「大組・御持筒・諸手足軽ニ預ケ指置之」とされている。しかし、預とされた十六名については、「国日記」の九月二十六日条で赦免になったことが確認できる。

本事件での処罰の対象は以上の石田坂村の村民のみならず、代官の外崎伝右衛門、斎藤弥次兵衛の二名が逼塞、郡奉行野官理右衛門が遠慮を命じられるなど大掛かりなものとなったのである。

ところで、この事件の処罰には注目すべき点がいくつかある。一つは、当該事件が弘前藩領で生じたにもかかわらず、(史料8)の「江戸而被仰上候処」にみる如く、判断を幕府に委ねているということである。この事実はどのように捉えればよいのであろうか。

「生類憐み令」は將軍綱吉の個人的な意向によるこれまでにはない特異な法令であり、法令違反で処罰を科すとはいっても、藩にはその根拠となる刑罰規定や先例が存在しなかったであろう。(史料7)のように藩の重職者が集まり連日に渡り詮議がなされたのも、藩内で事件の対応に苦慮していたことを示しているのではなからうか。したがって、幕府に伺という形で刑罰の判断を仰いだと考えられる。

次に注目すべきは、主犯格の治兵衛に課された刑罰が遠島ということである。この時代の弘前藩には後の「安永律」や「寛政律」、「文化律」のような刑法典が存在しておらず、刑罰体系の詳細は不明な点が多いが、藩の刑罰に遠島があったとは思われない。したがって、刑の執行自体が不可能であるから「江戸差登せ、江戸御町奉行様相渡可申趣被仰渡候」とあるように執行も江戸町奉行に任せただけであろう。この処罰事例では、刑罰権に関する藩の独自性は全く確認できない。

以上のように、元禄四年六月の百姓三人による熊殺しの一件は、弘前藩ではなく江戸幕府により判決がなされていたのである。

また、同じ元禄四年には『平山日記』に次のような事例が記されている。

る。

(史料9)

四月、当飯詰組之内石田坂之者、鹿壹正取候処、御咎ニ成り、右之者共三人、金あみかゝりに而江戸江登り申候

依之同組御代官齊藤弥次兵衛、外崎伝右衛門閉門仕候、其外手代庄屋等茂慎み被仰付候事

右ハ貞享三年二月公方様より被仰付候ハ、獵師之外ハ生類ニ一切あたり申間敷、猶以立犬、かい犬、鳥類等迄も死せざる内に捨候者有之候ハ、十類共ニ死罪流刑たるべしと、堅く御法度之御条目ニ御座候処、ひそかに取候故、御詮義ニ逢、五月十日に江戸登り、右三人之者共八丈島江流罪被仰付候

(『平山日記』元禄四年)

(史料9)によると、元禄四(一六九一)年四月、飯詰組内の石田坂の者三人が鹿を一足取ったため、金網をかけ江戸へ送られ、八丈島への遠島という刑罰を受け、これにより、組の代官や庄屋も処罰されたときれている。この事例は、先述の「国日記」に記された事例と比較すると、対象の動物や日付に違いがあるものの、事件の関係者や内容、刑罰が酷似しており、おそらく同一事例と考えてよいのではなからうか。但し、本史料の後半部分には違反した法令の内容が記述されている。ここであげられている貞享三年二月の「公方様より被仰付」であるが、同年に、ここで記されている内容の法令が出されたという事実は確認できない。しかし、「獵師之外ハ生類ニ一切あたり申間敷、猶以犬、かい犬、鳥類等迄も死せざる内に捨候者」ということから、これは本稿で先に述べた、

貞享五年一月に触れられた(史料3)の法令が該当すると考えられる。『平山日記』の記述にしたがえば、本一件は、獵師ではない百姓が生類を殺生したことが犯罪事由とされたのである。

(史料10)

一、代官清野伊兵衛覚書ニ而申立候は、油川組新田村百姓弥三郎孫、松と申者、今年拾九ニ罷成申候、今二日ニ田甫江水引ニ参候処、家岸垣添之際より男狼懸出、右松ニ飛懸候付、持参之熊手ニ而なく候得は、狼左之目玉打ぬき、其上左之耳打申ニ付、早速打殺シ申由、拙者儀弘前ニ罷有候、手代青木十兵衛罷越、庄屋・五人組立合見分仕候処、右之通相違無御座候、(後略)

(「国日記」宝永元年七月三日条)

次は宝永元(一七〇四)年油川組新田村の事例をとりあげる。(史料10)に記されている事件の概要は、七月二日に新田村百姓弥三郎の孫である松という者がオスの狼に襲われ、その際に持参の熊手で狼を撲殺したということである。そして、二ヶ月後に下された本事件の処罰は以下のようなものであった。

(史料11)

一、代官清野伊兵衛口上書ニ而、対馬万右衛門を以申立候は、

油川組

新田村百姓弥三郎

孫まつ

右まつ儀、七月二日、田江水引に出候所、狼とひ付候に付、持合候熊手にて打殺候に付、其節委細御注進申上候、然所右まつ儀、此度

村預ケに仕、番人付置候之様<sup>二</sup>と被仰付候に付、今六日石神村百性の六郎太郎と申者<sup>江</sup>預ケに仕、番人付置、其上同所庄屋儀も節々見届候様にと急度申付、差置申候之由申立候に付、則民部<sup>江</sup>相達之、

(「国日記」宝永元年九月八日条)

(史料12)

油川組新田村百性弥三郎と申者之孫、松と申男、去年七月田甫<sup>江</sup>罷出候節、狼飛懸り候付、熊手<sup>二</sup>而打殺候、依之村預<sup>二</sup>申付置候、右之段江戸<sup>江</sup>從御家老中被申越候処、御断<sup>二</sup>及不申候之由申来候間、右松儀、村預御免被成候旨御家老中被申渡候付、右之趣郡奉行長尾戸左衛門<sup>江</sup>申渡之、

(「国日記」宝永二年正月十三日条)

(史料11)によると、当事者のまつ(松)は「村預」となり、石上村の六郎太郎という者に預けられ、番人が付け置かれたとある。また、庄屋には「節々見届」を命じている。そして、(史料12)で明らかのように刑の執行から半年にも満たない翌年の正月には赦免されている。さらに、「国日記」では、元禄四年の時のような縁座は確認できない。本事例では、偶発的な生類殺生だったためなのか、元禄四年と比較すると刑が軽い印象をうける。これは、元禄四年は幕府が直接判断を下しているのに対し、宝永元年では、弘前藩が自ら処断しているからであろう。幕府から命じられた処罰は忠実に実行しなければならなかったが、宝永元年では藩の独自の判断もあったのではなからうか。

以上が「国日記」などから確認できる弘前藩での「生類憐み令」に関する処罰例である。ところで、元禄四年と宝永元年の生類の殺生事例で

は藩の対応に大きな違いがあるということが確認できた。この対応の違いの背景にはいかなる理由が存在していたのであろうか。以下ではこの点に着目し論ずることとする。これについては、いわゆる「自分仕置令」が関係していたと考えられる。

(史料13)

覚

- 一、逆罪之者仕置之事
- 一、致付火候者仕置之事
- 一、生類に疵付、或損さし候者仕置之事

右之科人有之は遂僉議、一領一家中迄<sup>二</sup>而外<sup>江</sup>障於無之者、向後不及伺、江戸之御仕置に准し自分仕置可被申付候、但、他所<sup>江</sup>入組候ハ、月番老中迄可被相伺候、遠嶋に可申付科は、領国に嶋於無之は永牢、或親類縁者等<sup>江</sup>急度可被預置候、且亦生類あはれみの儀、兼々被仰出候通、弥堅相守、入念可被申付者也、

丑六月日

(「被仰出之留」<sup>26</sup>)

右の「自分仕置令」は元禄十年六月に発布された法令であり、大名の刑罰権およびその範囲について規定したものである<sup>27</sup>。これは全国法として発布され、弘前では同年七月二十三日条の「国日記」に当該条文が記され、幕府から弘前藩庁に伝達されていたことが確認できる。

この法令の内容は、逆罪(主殺・親殺)、付火、生類を疵付けた者に対する仕置については、今後は何を出さず、幕府の仕置に准じて処断するよう命じたものである。先述した弘前藩の処罰例は元禄四年と宝永元

年にみられた。すなわち、前者は「自分仕置令」発布以前の事例であり、後者は発布以後の事例である。したがって、元禄四年の段階では幕府に伺をたて処罰を決し、宝永元年では、藩で仕置を決したのである。

ところで、弘前藩の二つの事例ではその科された刑罰に「遠島」と「村預」という違いがあった。これについてはどのように解せばよいのであろうか。幕府の「生類憐み令」違反に対する処罰については、先に六十九例があると述べたが、その内訳は、死刑が十三件、流刑が十二件で、残りは追放刑が中心とされていた<sup>(28)</sup>。また、山室恭子氏によれば、死刑に処されている者の大半は武士であり、町人などには悪質な場合や見せしめの必要性があるときなどの限られた場合に死刑が適用されたようである。当初は流罪が最高刑での中に死刑が導入されたという<sup>(29)</sup>。弘前藩の事例においては当事者が百姓であることから、元禄四年の「遠島」は、「生類憐み令」違反としては一般的な刑罰であったと考えられる。ところで、弘前藩の刑罰体系には「遠島」が存在しなかったことは先に述べた通りであるが、「自分仕置令」には「遠嶋に可申付科は、領国に嶋於無之は永牢、或親類縁者等<sup>正</sup>急度可被預置候」と定められている。したがって、弘前藩の宝永元年の刑罰は本来、「遠島」にあたる事例であったが、「自分仕置令」の規定から「村預」に処せられたと解してよいであろう。対して、元禄四年のときは、「遠島」を科することが出来ない私領に対し、永牢や預に代替するという方針が幕府でも定まっておらず、江戸に移送し刑が執行されたのではなからうか。この「自分仕置令」に「生類憐み令」に関する文言が取り入れられた背景には、諸藩から法令違反者の処罰に関する伺が多く出され、幕府で対応しきれなくなってきた

ためとも考えられる。このように、弘前藩の「生類憐み令」違反の処罰は、「自分仕置令」の発布前と以後の事例であり、「自分仕置令」の効力をみる上でも興味深いといえよう。そして、弘前藩は幕府の方針に沿った対応をしている。

尚、「自分仕置令」は後年になって、生類憐みに関する文言が削除され、大名刑罰権を定めた基本法令として存続した<sup>(30)</sup>。

## 五 本稿のまとめ

以上、本稿では、弘前藩領の「生類憐み令」について、地方での法令伝達と処罰例を中心に「国日記」や『平山日記』を利用して考察を試みた。参照した法令の数は多くはないが、弘前藩の地方における「生類憐み令」の特色は、疵付いたり、弱っている牛馬、犬などの生類を捨てることを厳しく禁ずる、猟師以外のものが狩猟をすることを禁ずるといった点を中心をなしていたと考えられ、元禄四年の処罰例は、まさに後者の違反によるものであった。

また、二つの処罰事例は、大名の刑罰権を定めた「自分仕置令」の制定前後での一件であり、刑罰の決定過程に相違があることが確認できた。「自分仕置令」の制定以前では幕府に伺をたて処罰したのに対し、制定以後は「自分仕置令」の規定にのっとった対応がとられていたのである。

今回は紙幅の都合もあり、弘前藩内での「生類憐み令」全体の考察をすることが出来なかった。これについては今後の課題としたい。

註

- (1) 拙稿「小田原藩における江戸幕府法施行状況について―「生類憐み令」を中心に―」(『法学研究論集』28号、二〇〇七年)、拙稿「福島、南部(盛岡)藩における江戸幕府法施行状況について―「生類憐み令」を中心に―」(『法学研究論集』29号、二〇〇八年)。尚、盛岡藩の「生類憐み令」については、細井計「徳川綱吉政権と盛岡藩」(『東北福祉大学研究紀要』第31巻、二〇〇七年)も参照。
- (2) 例えば、林董一氏は尾張藩士朝日文左衛門が記した『鸚鵡籠中記』に禁令違反の尾張藩士や領民を処罰した文章がみられないだけでなく、殺生の話が目につくなど、尾張藩は江戸と比較するとゆるやかであった様子述べている(『尾張藩漫筆』名古屋大学出版会、一九八九年)。
- (3) 「御国日記」は現在、弘前市立弘前図書館所蔵。弘前城中で記された藩日記であり、寛文元(一六六一)年六月から元治元(一八六四)年十二月まで(事故などで失われものもあり)の三三〇一冊が残る。弘前藩の藩日記としては、その他にも江戸で記述された「江戸日記」がある(『弘前市史』藩政編、弘前市、一九六三年、「史料解説」一頁)。
- (4) 五所川原市湊の平山家の家記。平山家は正保二(一六四五)年、湊村開村以来庄屋と肝煎枚を兼ね、代々広田組の手代、五所川原堰奉行、大川堤奉行などを勤めた家である(「解題」、『平山日記』みちのく双書第二十二集、青森県文化財保護協会、一九六七年)。
- (5) 「生類憐み令」をテーマとした論考は、古くから数多くみられるが、特に政策論の視点からの個別研究が多い。ここでは紙幅の関係もあるため、逐一とりあげることにはせず、今日の「生類憐み令」の通説的な位置を占める塚本学『生類をめぐる政治』(平凡社ライブラリー、平凡社、一九九三年。初出は一九八三年)と近年の著作として根崎光男『生類憐みの世界』(同成社、二〇〇六年)をあげておく。
- (6) 『国史大辞典』7(吉川弘文館)六五四頁。
- (7) 『歴史学大辞典』9 法と秩序(弘文堂、二〇〇二年)三四五〜三四六頁。
- (8) 同右。
- (9) 触の本文は以下の通りである。
- 覚
- 一 先日申渡候通、御成被為遊候御道筋江、犬猫出申候而も不苦候間、何方之御成之節も、犬猫つなぎ候事、可為無用者也
- 七月
- (『江戸町触集成』一三五六)
- この町触は、將軍御成の行列通行中に犬や猫をつなぐ必要がないという内容である。
- (10) 近世法制史料叢書2、創文社、一九五九年。
- (11) この法令は、今日では「生類憐み令」の一つとして解されているが、根崎光男氏は「延宝八年八月に名馬産地の奥羽諸藩に触れた馬の筋延ばし禁令が守られなかったことにより、以後たびたび徹底を期すために触れた延長線上の法令」(根崎前掲書、五五頁)とし、この法令を「生類憐み令」とするならば、延宝八年八月の幕令も「生類憐み令」とみなすことが可能と指摘している。根崎氏の見解にしたがうと、「生類憐み令」の初出を再定義する必要がある。
- (12) 弘前藩内の「生類憐み令」は、貞享四(一六八七)年四月から元禄十(一六九七)年までの約二十令が『津軽史』第六卷(青森県文化財保護協会、一九七五年)に収録されている。但し、「国日記」には、『津軽史』に未収録の「生類憐み令」が多々みられる。
- (13) 前半の法令は『江戸町触集成』(第二巻、塙書房、一九九四年)二五六七、後半は二五六六。

- (14) 一般に「生類憐み令」は犬の愛護を連想するが、塚本学氏や山室恭子氏が指摘するように、「生類憐み令」で保護の対象になっている生類は犬以外にも牛・馬・鳥類など多岐に渡っており、特に犬を重視したというわけではない（塚本前掲『生類をめぐる政治』、山室恭子『黄門様と犬公方』文芸春秋、一九九八年）。
- (15) 根崎前掲書、一四五頁。
- (16) 同右。
- (17) 山室前掲書、一七七頁。
- (18) 組は貞享四年四月以降の弘前藩の代官支配域の呼称である（長谷川成一『弘前藩』吉川弘文館、二〇〇四年、六十三～六十五頁）。
- (19) 「国日記」元禄四年七月二十六日条、同七月二十七日条。
- (20) 「国日記」元禄四年閏八月十六日条。
- (21) 同右。
- (22) 「国日記」元禄四年八月一日条。
- (23) 「国日記」元禄四年閏八月十五日条。
- (24) 「安永律」の制定以降の弘前藩における刑罰体系には遠島が見受けられない（黒瀧十二郎『津軽藩の犯罪と刑罰』北方新社、一九八四年、三～六頁、九〇頁）。一般的に江戸中期以降の諸藩の刑法典制定に際しては先例や幕府法の影響を強くうけているため、弘前藩でも「安永律」制定にあたっては藩政初期からの先例を参照していると思われる。ゆえに、元禄期においても刑罰に遠島は存在しなかったと考えられる。
- (25) この『平山日記』の事例は『永禄日記』にも記載されている。『平山日記』の前半は『永禄日記』を参考としたため、類似点が多いということから（『平山日記』解題）、おそらくは『永禄日記』を参考にした記述と思われる。『永禄日記』編集の際や写本、異本が流布する過程で誤った記載がなされていたと思われる。

- (26) 近世前期の江戸幕府法令集で国立公文書館内閣文庫所蔵。同館の目録では、本史料は「被仰出留」と表題が付されており、当該史料が二種現存している。そのうちの一種は昌平坂学問所旧蔵（請求番号179-0816、以降、「昌平坂本」と呼称）であり、もう一方は紅葉山文庫旧蔵（請求番号280-0015）である。「昌平坂本」は表紙に「令條留」という表題が記されているが、深井雅海氏によると、「令條留」の写しである「昌平坂本」と紅葉山文庫の「被仰出留」の本文は同一内容であるという（『徳川将軍政治権力の研究』吉川弘文館、一九九一年、四八頁）。

- (27) 平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』創文社、一九六〇年、三～四頁。
- (28) 山室前掲書、一七八頁。
- (29) 山室前掲書、一八四頁。
- (30) 「生類に疵付」「生類あはれミ」に関する規定を削除した法文は『御触書寛保集成』にも収録されている（法令番号Ⅱ二四九八）。また、生類憐み関係の規定が削除された事に関する論考としては、平松前掲書（三～七頁）、藤井讓治「法度」の支配」（『日本の近世 第3巻 支配のしくみ』中央公論社、一九九一年、四十一～四十四頁）などがある。

〔付記〕

本稿の執筆にあたり、史料の閲覧や調査などで弘前市立弘前図書館調査室の佐藤氏にたいへんお世話になった。深く謝意を表す。

（かどわき・ともひろ 総合研究大学院大学文化科学研究科博士 後期課程）